

賃金等請求権の消滅時効期間が当分の間 3 年へ

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

本年 4 月 1 日に施行される改正民法では短期消滅時効が削除され、債権の時効が「権利を行使できると知ったときから 5 年」または「権利を行使することができるときから 10 年」に統一されました。これに合わせ、労働基準法第 115 条に定められている時効（賃金・災害補償その他の請求権は 2 年、退職手当に関しては 5 年）をどうすべきか労働政策審議会労働条件分科会で検討されてきましたが、労働基準法の一部を改正する法律案要綱として出されましたので紹介します。本年の通常国会に提出し、民法と同じ令和 2 年 4 月 1 日の施行を目指すとのことです。

<労働基準法の一部を改正する法律案要綱>

1. 請求権の消滅時効期間等

以下の期間は 5 年間に延長されます。ただし当分の間、経過措置として 3 年とされます。

○賃金（退職手当を除く）の請求権の消滅時効期間

○記録書類の保存（労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類）の保存期間

○付加金の請求を行うことができる期間（違反があった時から）

※付加金とは解雇予告手当、休業手当、時間外・休日及び深夜の割増賃金、年次有給休暇の支払の違反があった場合に、裁判所が支払いを命じる、本来の支払額と同額の金銭です。

また、消滅時効の起算点について、請求権を行使することができる時であることが明確化されます。

（参考）

労政審の審議で現状のままとなりましたので法律案要綱には記載されていませんが、退職手当の請求権の消滅時効期間については、現行の消滅時効期間（5 年）が維持されています。また、年次有給休暇請求権（2 年）、災害補償請求権（2 年）、その他の請求権は現状のままです。

※その他の請求権

帰郷旅費：契約解除の日から 14 日以内

（建議に記載）

退職時の証明：労働者が請求した場合、遅滞なく交付

金品の返還：権利者が請求した場合、7 日以内に返還

2. いつからが適用になるか

法律案要綱では、施行前に支払いの違反があったものに対する付加金の請求期間及び賃金（退職手当を除く）の支払期日が到来した場合の当該賃金の請求権の消滅時効の期間については、従前の例によるとされています。すなわち、施行予定の令和 2 年 4 月 1 日以降に支払期日があるものについて、消滅時効期間が 3 年となります。

3. いつから原則の 5 年に

法律案要綱では、施行後 5 年を経過した場合において、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする、とされています。

<その他の改正民法の影響>

個人が保証人になるすべての根保証（一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債権とする保証）契約は、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、効力を生じないとされました。この極度額は書面等により当事者間の合意で定める必要があり、また、明瞭に定めなければならないと法務省のパンフレットでは説明されています。

入社時の身元保証にも当てはまるものがあると考えられます。自社の身元保証の考え方を再確認ください。

ホームページ「関東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <http://www.kaito-sr.com/>

※本記事の無断転載は禁止

Facebook ページ <https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/>

しています。

社会保険労務士法人 関東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階

TEL 03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降の FAX が迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。

FAX 03-3369-2711